

総 発 第 2 8 1 号  
令和 3 年 1 2 月 1 7 日

酒田市監査委員 大 石 薫 様  
酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和 3 年 1 2 月 7 日付監発第 5 4 号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

課 名	監 査 結 果	措 置 内 容
上下水道部 管理課	<p>注意 事項</p> <p>○文書収受が適切に行われていないもの</p> <p>水洗便所等改造資金融資利子補給補助金について、酒田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱に定める取扱金融機関より、補助金等交付申請書を適切に受領していないものがある。</p> <p>取扱金融機関から提出されている補助金等交付申請書の日付が、添付されている各金融機関作成の書類の日付より早いものがある。</p> <p>提出された補助金等交付申請書の日付の上に別の日付のゴム印が押印されているものがあり、提出日がいつなのか不明なものがある。</p> <p>すべての補助金等交付申請書に収受印がなく、回覧もされていない。</p>	<p>受領した文書の日付等の確認、収受印の押印など、文書管理規程に則った事務執行を適切に行うとともに、係、課をあげてチェック体制のより一層の強化に努め、適切な事務執行を行うよう改善を図った。</p>

	<p>文書管理規程第22条(主管課における配布文書の收受)では、主管課の職員は、配布を受けた普通文書の右下余白に課の收受印を押印し、收受年月日、收受番号等を記入し、主管課長の閲覧に供することと定められているため、文書管理規程に基づき適切に事務執行すること。</p> <p>酒田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金交付要綱に基づき、適切に事務執行すること。</p>	
--	--	--